事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

（令和元年分以降用）

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「１　特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の６の８第１項）」の適用を受けます。

１　特定事業用資産に係る事業

①　屋号		⑥　個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年　月　日
②　業種名			確認年月日	年　月　日
③　特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年　月　日		確認番号	
④　特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年　月　日	⑦　円滑化法の認定の状況	認定年月日	年　月　日
⑤　贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

（注）特定事業用資産に係る事業が２以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

２　事業用資産納税猶予税額の計算

（注）この計算書を２以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。

①　特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額	円
②　基礎控除額	1,100,000
③　（①－②）の金額（1,000円未満切り捨て）	,000
④　③に対する税額（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切り捨て）	00

３　特例受贈事業用資産の内訳等

この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第 70 条の６の８第 14 項第３号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第 23 条の８の８第14項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「４」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・　・			円
・　・			
・　・			

（注）　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

４　最初の特例の適用に関する事項

この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記１の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の６の８）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の６の 10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

①　取得の原因	②　取得年月日	③　申告した税務署名	④　贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年　月　日	署	

※	税務署整理欄	入力		確認			

※欄には記入しないでください。

《 書 き か た 等 》

1　この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の６の８）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。

なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を使用してください。

また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

2　「１　特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項

⑴　⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。

イ　厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その１週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の１週間の所定労働時間の４分の３未満である短時間労働者又はその１か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の１か月間の所定労働日数の４分の３未満である短時間労働者を除きます。）

ロ　船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）

ハ　健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その１週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の１週間の所定労働時間の４分の３未満である短時間労働者又はその１か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の１か月間の所定労働日数の４分の３未満である短時間労働者を除きます。）

ニ　高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で２か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）

⑵　⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第３号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第４項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第１項第３号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。

⑶　⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第６条第16項第７号又は第９号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第１項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

3　「２　事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑲欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の３の①欄に転記します。

4　「３　特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の７の８第３項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。

5　「４　最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項

⑴　①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。

⑵　③欄は、「１　特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

⑶　④欄は、「１　特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。